

会 議 録

会 議 名	第1回 嵐山町立小中学校再編等審議会					
開 催 日 時	令和 3 年 10 月 7 日 (木)	開 会	午前 10 時 00 分			
		閉 会	午前 12 時 10 分			
開 催 場 所	嵐山町役場 町民ホール					
会 議 次 第	1 開 会 2 あいさつ 3 任命書の交付 4 自己紹介 5 会長の互選 6 副会長の指名 7 諮問 8 議題 (1) 会議録の作成方法について (2) 審議会の所掌事務について (資料 2) (3) 保護者アンケート結果について (資料 6) (4) 小中学校の現状等について (資料 3～5) (5) 質問、意見、感想について (資料 7～13) (6) その他 9 閉 会					
公開・非公開 の別	公 開	傍聴者数	1 人			
非公開の理由 (非公開の場合)	/					
委員出欠状況	会 長	加藤 信幸	出	副 会 長	安藤 欣男	出
	委 員	池亀 亜衣子	出	委 員	内田 茜	出

委員出欠状況	委員	山中 美佳	出	委員	関根 盛敏	出
	委員	横澤 紗智子	出	委員	齋藤 彩乃	出
	委員	眞坂 直樹	出	委員	橋本 将	出
	委員	大嶋 佐枝子	出	委員	畝迫 昌和	出
	委員	小林 靖弘	出	委員	佐藤 博	出
	委員	小野川 和史	欠	委員	高田 享	出
	委員	戸坂 心	出	委員	加藤 幹雄	出
事務局	教育長	奥田 定男	教育委員会 事務局長		村上 伸二	
	次長	山岸 堅護	指導主事		溝上 智恵子	
	指導主事	不破 克人	主席主査		尾針 雄介	
嵐山町	町長	佐久間 孝光				
次第	て ん 末					
1 開 会	事務局					
2 あいさつ	佐久間町長					
3 任命書の 交 付	奥田教育長より、委員を代表して名簿番号1番の加藤信幸委員に任命書 が手渡される。					
4 自己紹介	委員名簿順に加藤信幸委員から順番に自己紹介を行う。 その後、事務局の自己紹介を行う。					
5 会長の互選	事務局	嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例第5条第2項の規定により、委員の互選で会長は学識経験者の加藤信幸委員 に決定した。				

	加藤会長	会長就任のあいさつ	
6 副会長の指名	加藤会長	嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例第5条第4項の規定により、副会長は会長の指名で安藤欣男委員に決定した。	
	安藤副会長	副会長就任のあいさつ	
7 諮問	奥田教育長	奥田教育長から加藤会長に諮問書が手渡される。 奥田教育長より諮問の主旨について以下の発言があった。 ・諮問書の文言は幅広く自由なご意見を承りたいという観点から、「小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方について」という大きな括りで書かせていただいた。 ・その一方で時間的な制約もあり、あまり議論が拡散してしまっても非効率となってしまふ。 ・そこで最低限として再編の必要性や再編を進める場合の学校の数と位置については、一定の方向性をお示しいただきたい。	
8 議題 (1) 会議録の作成方法について	事務局	事務局より会議録の作成方法について以下のとおり説明した。 ・記録は要点筆記にて行う。 ・事務局が次調製し、次回会議までに全委員にご確認いただく。 ・会議冒頭で修正点を確認し、問題がなければ会長・副会長の署名をいただいて完成。その後はホームページ等で公開する。 ・会議録には発言者のお名前と発言要旨を記載する。 事務局の説明後、質疑を諮ったが特になく、審議の結果事務局の説明とおりに議決することに決定した。	
		(2) 審議会の所掌事務について	事務局より審議会の所掌事務について資料2を用いて説明した。事務局の説明後、質疑を諮ったが特になかった。
		(3) 保護者アンケートの結果について	事務局より保護者アンケートの結果について資料6を用いて説明した。事務局の説明後、質疑を諮ったが特になかった。
		(4) 小中学校の現状について	事務局より小中学校の現状について資料3から5を用いて説明した。事務局の説明後、質疑を諮ったが特になかった。
		(5) 質問、意見、感想について	事務局より質問、意見、感想について資料7から13を用いて説明した。事務局の説明後、質疑を諮ったが特になか

て		った。
(6) その他	事務局	事務局より次回以降の会議の予定について資料14を用いて説明した。学校施設見学の日程について、委員の都合を諮ったところ以下のとおり決定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・見学の日程は2日間ではなく1日とする。 ・参加できない委員のために動画・写真を撮影する。 ・日程は事務局が学校と調整して決定する。 ・学校施設見学では、必要な修繕の対応が十分でない箇所を見る。 また、会長より学校施設見学では「施設」をテーマに見ることの確認があった。
	事務局	事務局より教育長の審議会への出席について以下の通り説明し、教育長が審議会の会議に出席することについて承認を得た。 <ul style="list-style-type: none"> ・教育長は教育委員会の代表者で、諮問をする立場にあり、審議会の会議に参加することについては様々な意見がある事と思う。 ・その一方で教育長には議会等に対する説明責任もあり、審議会での話し合いの様子を把握しておく必要もある。 ・委員の承認が得られれば、教育長が審議会の会議に出席することとし、その際の発言については委員より質問のあった事項について回答する程度に留めることとしたい。
9 閉 会	安藤副会長	

以上、会議のてん末を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 11 月 18 日

会 長 加藤 浩幸

副会長 安藤 欣男